

ホッブズにおける義務と自由の問題

吉田 達志

人文社会教室

(1983年9月1日受理)

Thomas Hobbes: Obligation and Liberty in His Theory

Tatsushi YOSHIDA

Department of Humanities

(Received September 1, 1983)

In *Leviathan*, Part II, Of Commonwealth, Chapter XXI, Of the Liberty of Subjects, Hobbes insists that liberty of the subject consistent with the unlimited power of the sovereign. "The liberty of a subject, lieth therefore only in those things, which in regulating their actions, the sovereign hath praetermitted; such as is the liberty to buy, and sell, and otherwise contract with one another; to choose their own abode, their own diet, their own trade of life, and institute their children as they themselves think fit; and the like. Nevertheless we are not to understand, that by such liberty, the sovereign power of life and death, is either abolished, or limited. For it has been already shown, that nothing the sovereign representative can do to a subject, on what pretence soever, can properly be called injustice, or injury; because every subject is author of every act the sovereign doth; so that he never wanteth right to anything, otherwise, than as he himself is the subject of God, and bound thereby to observe the laws of nature. And therefore it may, and doth often happen in commonwealths, that a subject may be put to death, by the command of the sovereign power; and yet neither do the other wrong."

The aim of this paper is to consider whether Hobbes succeeds or not in trying to make liberty of the subject compatible with the unlimited power of the sovereign.

1. 序

主著『リヴァイアサン』の末尾「総括と結論」の項の中で、ホッブズは「現代の無秩序によって惹き起こされた私の政治的及び教会的統治に関する論文を、私はこうして公平に、なんの実地への応用ということをも考えず、ただ人々の目の前に保護と服従との相互関係を示すという意図だけをもって最後まで書き続けた」¹⁾と述べている。

ここにはホッブズの『リヴァイアサン』執筆の意図が明瞭に表明されているのであって、それは保護と服従との相互関係を示すこと、言い換えると国家権力の行使はどの範囲にまで及ぶことが許されるのか、また、国民（ホッブズは臣民 subject という言葉を用いている）はなぜ不自由を余儀なくされるのか、どの範囲にまで国家権力に服従しなくてはならないのか、という点を明らかにすることにある。従って、ホッブズが『リヴァイアサン』を執筆し、その中で追求しているテーマは何よりも先ず、国民の義務と自由の問題、或いは一般に法的ないしは政

治的服従義務と呼ばれる問題であって、ホッブズは国家の基本的性格を、つまり、彼の言葉を用いるならば国家の素材、形体及び権力の特徴を解明することによって、なぜ、更にはどこまで、国民は国家権力に服従しなければならないのか、という問題に答えようとしている。それ故、ホッブズが理論の上で国家を組み立て、詳細に国家構造を明らかにした理由は、換言すると国家の一般的モデルを理論上構築した理由は、それが国民の法的ないしは政治的服従義務を国民の目の前に闡明して呈示するという目的にとって必要であったからである。表現を改めるならば、そもそも国家が何であるかが理解されてはじめて、この国家への服従義務が明白になるから、それ故にホッブズは国家の本質を探求したのである。

このことは、国家と国民との間に、前者の権限と後者の自由とをめぐって生ずる矛盾、葛藤の意味を明らかにするという問題を提起するが、この問題に関するホッブズの論調は彼独特のものであって、そこにはいわば権力主義的論理と自由主義的論理が交錯している。つまり、一方においては国家の絶対的権限を限りなく強調する論理が明瞭に見られるのに対して、他方においては国家の

自由にできるだけ配慮する論理が展開されていて、両者は複雑に入り組んでいる。

例えば、『リヴァイアサン』第一部、人間についての第十四章、第一、第二の自然法と契約についての箇所には、国民の自由に配慮する論理が展開されている²⁾

国家の設立に際して人々は自分の権利を譲渡するが、しかし、すべての権利が譲渡されるわけではない。なぜならば、人がその権利を譲渡する時には、それと交換して彼に譲り渡されるなんらかの権利、或いはなんらかの利益が考慮されているはずだから、どのような言葉ないしはその他の印をもってしても譲渡されたとは解しえない、なんらかの権利が万人に残されている。ホブズはそれを三つ挙げている。第一に、人はその生命を奪おうとして力によって襲いかかる敵に対して抵抗する権利を放棄することはできない。第二に、自分が傷害を受けそうになったり、鎖つなぎの目に会わせられそうになったり、投獄されそうになったりした時に、抵抗する権利を放棄することはできない。第三に、生存の権利がある。即ち、人が権利を譲渡するのは、自分の生命の安全保障と生活を維持して行くための手段を確保するという目的ないしは利益のためであるから、もしも人が言葉又はその他の印によってこの目的ないしは利益を放棄することを意図しているように見える場合であっても、それが彼の意図であったとか、意志であったとか解してはならない。そうした言葉や行為がどのように解釈されるかについて、彼が無知であったにすぎないからである。

更に、権利の相互譲渡は契約を通じてなされるが、どのような場合に契約は無効となるのか、ホブズは二つの場合を指摘している。第一に、力に対して力で自分を防衛しないという契約は無効である。というのは、人は何人も死、傷害、投獄から自分を救うための権利を譲渡したりすることはできないからである。従って、力に抵抗しないという約束は、いかなる契約においてもいかなる権利をも譲渡するものではないし、また、拘束力も有してはいない。第二に、許されるという保証もなしに自分を告訴するという契約は無効である。なぜならば、自然状態においては各人が自分の裁判官であり、従って告訴の余地はないが、社会状態においては告訴は国家の裁判官からの処罰を伴う。そして処罰は力であるから、人はそれに抵抗してはならないと義務づけられてはいない。このことは例えば、父、妻、恩人のように、その人達に罪を帰することが、自分を不幸に陥れるような告訴についても同様である。つまり、そのような人々を告訴する者の証言は、自発的になされるものではない限り、本質的に不純なものと考えられ、従って受け入れるべきではない。また、証言が信用されない場合には、彼は証言する義務はない。同様に、拷問による告訴も証言と見

なされるべきではない。なぜならば、拷問によってなされる告白は被拷問者の苦痛を和らげても、拷問者に知識を与える上で役立たないからである。従って、確かな証言として信用してはならない。被拷問者の証言は、自分の生命維持の権利に基づいて行われるものである。

他方、国家の絶対性を主張する論理は、第一部、第十四章においては見出されず、それは例えば第二部、コモンウェルスについての第二十六章、市民法についての箇所でも展開されている³⁾

「市民法」(civil law)は次のように定義される。市民法とは、コモンウェルスがすべての臣民に対して善悪の区別、即ち何が規則違反であり、何がそうではないかを区別するのに用いるように、言葉、文書、その他の意志を示すのに十分な印によって彼らに命じた諸規則のことである。この定義から次の二点が演繹される。第一に、主権者が立法者であり、彼は法律を定め、廃止する権限を有している。従って第二に、彼は自分を悩ます法律を廃止し、新たな法律を制定することによって、いつでも好きな時にその法律への服従から自由になりうるから、主権者は市民法には服さない。つまり、彼は既に以前から自由であったのである。

主権者が人々をして市民法に服従させる。なぜならば、私的な人々の間に様々な意見の相違がある時に、衡平、正義、また、道徳的善とは何であるかを宣言し、それに拘束力を持たせるには、主権者による命令とそれへの違反者に対する罰則の制定が必要であるからである。

更に、立法者が誰であるかが知られていても、法律がそれを解釈する者の狡知のために主権者の意向に反して解釈され、その結果、解釈する者それぞれが立法者となるという危険があるから、法律の究極の解釈は主権者に委ねられている。そして、法律の真正な解釈とは立法者の意向のことであり、従って主権者の解釈に依存しているという点に法律の本質があることになる。つまり、一切の法律は解釈を必要とするが、場合によっては自己愛などの情念によって目がくらまされ、誤まって法律を解釈する人々が出てくるから、法律には有能な解釈者が必要であり、そのような解釈者とは法律の制定された究極の目的を完全に知り、理解している者のことである。そして、そのような者とは立法者だけであり、従って、主権者のみが法律を正しく解釈しうる唯一の者だということになる。こうして、法律に権威ある解釈をなす者は著述家達ではなく、主権者である。コモンウェルスの権限を有しない著述家達の権限は、いかにその見解が真理であろうとも、その見解を法律とすることはできない。結局のところ、法律を法律たらしめるものは主権者の権力である。

一体、この両方の論理は相容れ合うものなのかどうか、

もしも相容れ合わないとしたならばそれはなぜなのか、どのような困難がそこにあるからなのだろうか。ホップズは両方の論理を両立させるのに成功していると言えるのであろうか。

ホップズは、時には主権の絶対性を強調し、時には国民の自由を強調しているが、私はこの小論において、この問題に関係のある『リヴァイアサン』各章を通じて見られる両者についての論理を忠実に辿ることによって、国民の義務と自由、或いは法的ないしは政治的服従義務という難問に対するホップズの解答を探ってみたい。そしてそれと同時に、それへの解答の提出の仕方の中にホップズがいかなる法的ないしは政治的なものの孕む問題性を見据え、把握していたのか、という点についても考えてみたい。

2. 臣民の自由を主張する論理

ホップズは、『リヴァイアサン』第二部、第二十一章、臣民の自由についての箇所、臣民の自由にできるだけ配慮する論理を展開している。そこで、この点に関するホップズの論理を追ってみよう⁴⁾

コモンウェルスが成立した後、人間は、法律が不問に付したあらゆる種類の行為に対して、理性が自分にとって最も有利だと示唆することを行う自由を有している。言い換えると、臣民の自由は、主権者が彼らの行為を規制した際に不問に付した事柄にのみある。即ち、売買もしくは互いに契約を結ぶ自由、或いは自分自身の住居や食事、生業の選択、更に、子供を適当と考える仕方での教育すること、及びそれに類する自由が、これである。

次に、臣民の真の自由の問題、即ち、臣民が主権者に命令されたことを拒否しても、それが不正ではない事柄とは何であるか、という問題に移ろう。それについて知るためには、コモンウェルスを設立する際にどのような権利を譲渡するのか、或いは自分達の主権者とする人のすべての行為を一つの例外もなく、自分のものとして承認することによって自分自身に否定する自由とは何か、ということをお我々は考えなければならない。つまり、我々の義務も自由も共に我々の服従の行為の中にあり、従って、義務も自由もそこに発する論拠から推論されなければならない。なぜならば、すべての人間は生来、等しく自由であるから、自らの行為から生じたものではないような義務は何一つないからである。そしてここで言う論拠とは、「私は主権者のすべての行為を権威づける」という明確な言葉又は主権者に自分を服従させる際の彼の意図（この意図は彼がそれに服従する目的から理解される）の、いずれかから推論されなければならないから、臣民の義務と自由はこうした言葉から、さもなければ主

権を設立した目的から、つまり、臣民が互いに平和を保ち、また、共同の敵に対して防衛するという目的から推論されなければならない。

それ故、先ず第一に、臣民は合法的な侵害に対しても自分の身体を防衛する自由を有する。即ち、設立された主権（以下、設立された主権のみに限定して議論を進めて行くことにする）は、各人の各人に対する契約に依拠しているから、臣民は契約によってその権利を他に譲渡することはできないすべての事柄については自由を有していることは明らかである。既に第一部、第十四章においてホップズによって示されたように、自分自身の身体を守るのに役立つ契約は無効なのである。従って、仮りに主権者がある人に（たとえ正当な有罪判決を受けた者であっても）自殺を命じたり、自分を傷つけたり、不具にしたり、また、食物、空気、薬など、生きて行くのに不可欠なものを禁じたとしても、それに対して服従しない自由を彼は有する。

第二に、臣民は自分自身を害するように義務づけられてはいない。即ち、仮りに人が犯罪について、主権者又は彼に権威づけられた人々によって審問されたとしても、彼は赦免の保証なしに自白するように義務づけられてはいない。その理由は、やはり既に第一部、第十四章においてホップズによって示されたように、いかなる人も契約によって自分を告訴するように義務づけられてはいない点にある。

そもそも、主権者に対する臣民の同意は次の言葉に含まれている。「私は主権者のすべての行為を権威づけ、自分自身のものとする。」けれども、この言葉の中には臣民が初めから有していた自然的自由に対する制限は全く含まれてはいない。主権者に「私を殺す」ことを許してはいても、命じられた時に自殺するように義務づけられているのではない。そこで、いかなる人も言葉そのものによっては自分や他人を殺すように義務づけられてはいないということになる。従って、主権者から危険な、或いは不名誉な任務を果すように命じられた場合、命令を受けた者を義務づけるものは、その服従の言葉ではなく、そのような任務の目的から理解されるべき主権者の意図なのである。それ故、仮りに服従を拒否することが主権設立の目的を妨げるものであるならば、拒否の自由はなく、そうでない時には拒否の自由はある。

ここで、ホップズによって自由への但し書きがつけられている点に注意されてよい。つまり、自然状態から脱出し、社会秩序を構築するために主権を設立したという主権設立の目的を破壊する自由は臣民には残されていないと、ホップズによって主張されていることになる。

更に、第二の箇所で述べられた論拠から、第三に、臣民は自発的に参加する場合以外には戦争をするように義

務づけられてはいない。即ち、人がたとえ一兵士として敵と戦うことを命じられ、また、彼が拒否すれば主権者が死刑をもって処罰する権利を有しているとしても、多くの場合彼にはなお拒否することが許されており、しかもそれは決して不正ではない。例えば身代りに有能な兵士に出て貰う場合がそれであり、この場合彼はコモンウェルスに対する勤めを放棄してはいないのである。また、女性は勿論、女性的で軟弱な男性も、生来臆病であるという理由で戦争拒否が認められるべきであるし、戦争が始まって恐怖のために逃亡したり、戦争を回避したりする行為も不正ではなく、それぞれ不名誉な、或いは臆病な行為と見られるべきである。もっとも、兵士として登録している者、前払いの徴兵金を受取っている者には、生来臆病であるという口実は許されず、彼らは戦場へ行く義務だけではなく、隊長の許可なしに逃亡しないという義務をも負っている。

けれども、コモンウェルスの防衛のために武器をとりうる者すべての協力が必要な時には、すべての人にそうする義務がある。というのは、彼らがコモンウェルスを維持しようとする意図も勇気も持っていなければ、その設立は無駄であったことになるからである。

ここでも、ホップズによって臣民の自由に留保が付されている。つまり、コモンウェルスの生存そのものが懸っている場合には、臣民全員に武器をとる義務があるのである。ただ、問題は、コモンウェルスの生存が懸っている場合とは誰が判定するのかという点にある。

また、罪のあるなしにかかわらず、他人の防衛のためにコモンウェルスの剣に逆らう自由は、何人も有してはいない。そのような自由は主権者から臣民を保護する手段を奪い、それ故に統治の本質を破壊するものだからである。

しかしながら、例えば多数の者が一体となって不当に主権者の権力に抵抗したり、或いは死刑に値する重罪を犯したために彼らの一人一人に死が待ち受けている場合、彼らは全員が結束し、助け合い、防衛し合う自由を有している。彼らは自分の生命を守るだけであり、それは罪のあるなしにかかわらず、すべての人に許されることだからである。初めに義務に違反したのは不正であったが、それに続いて武器をとったのは、既に行ったことを維持するためであったとしても、それは決して新たな不正行為とは言えない。また、もしもそれが、自分自身の身柄を守ることを目的としているのであれば、少しも不正ではない。ただし、違法行為に対して赦免が与えられた時には、彼らはもはや自己防衛を口実にすることはできず、それでも依然として残りの者を援助し、防衛し続けるならば、それは不法なことになる。

第四に、その他の自由に関しては、それはすべて法律

の沈黙にかかっている。即ち、主権者がなんら法律を制定していない場合には、臣民は自分の判断に従って行動したり、しなかつたりする自由を有している。従って、仮りに一人の臣民が主権者を相手に、既存の法律に基づいて債務、土地や動産の所有権、また、彼に要求された勤め、或いは身体又は金銭を含む刑罰に関して論争を惹き起こした場合、彼は相手が自分と同じ臣民である場合と同じように、自分の権利のために訴訟を起こす自由があり、それは主権者によって任命された裁判官の前で行われる。というのは、主権者は自分の権力によってではなく、既存の法律の力によって要求しているのであるから、彼は法律に照して正当だとしている以上のものを求めてはいないことを宣明しているからである。従って、臣民が主権者を相手どって起こす訴訟は、主権者の意志に反するものではなく、臣民はその言い分を聞いて貰い、法律に即した判決を求める自由を有している。

けれども、もしも主権者がその権力を口実に何かを要求したり、取ったりした時には、臣民は訴訟を起こすことはできない。主権者が自分の権力によって行うすべてのことは、臣民自身の権限によって行われることであり、従って主権者に対して訴訟を起こすことは、自分自身を訴えることだからである。

またしてもここで、臣民の自由に対する留保がホップズによって付されている。主権者が法によってではなく、権力によって要求する時、臣民はそれに服従しなくてはならない。このような場合とは自然状態へ復帰する危険性が著しく高まっている場合であって、結局そのことを判定する権限を有する者が主権者であるということが示唆されていると言ってよいであろう。他ならぬ臣民の自由を論じたこの章において、ホップズが臣民の自由に留保を付し、むしろ主権の確固たる存続に重大な関心を払っている様子は、次の彼の叙述にも見てとれる。

もしも、主権者が臣民の全員又はある者にある自由を認め、しかもそれをそのまま認めては臣民の安全を保持することができない場合には、主権者が主権をただちに放棄するか、或いは他に譲渡しない限り、そのような自由を認めることは無効である。というのは、このような場合、自由のこの承認は主権者の意志に基づくものではなくて、自由と主権者の権力との間の矛盾を彼が知らなかったという無知から生じた理解すべきだからである。従って主権は依然として保持され、その結果、主権の行使に必要なすべての権力、即ち、宣戦・講和の権力、司法権、官吏・顧問官の任命権、徴税権等のすべての権力は依然として維持されているのである。

つまり、ホップズにあっては自由と安全は矛盾するのであって、臣民に認められた過度の自由が臣民自身の安全を危くして、事態が自然状態へと転落しかねないよう

な場合、主権者は臣民が享受している自由に制限を課さねばならない。その制限を課すことのできるものは主権者の有する権力であり、その意味でこの権力はどこまでも維持されなければならないのである。実際上は主権者が無知であるということはありうるが、理論上は主権者そのものは無知であってはならないことが、ホッブズによって要請されている。こうして、ホッブズの論調は臣民の自由への擁護から主権の絶対性への主張に転化したかのように見えるが、最後に再び臣民の自由の擁護へと戻って行く。即ち、ホッブズは、臣民が主権者への服従を免除されるのはどのような場合であるかということの問題にする。

主権者に対する臣民の義務は、主権者が臣民を保護することのできる権力を持ち続ける限り、そしてその限りにおいてのみ継続する。人間には他に誰も保護してくれる者がいない場合には自己保存という生来の権利があり、いかなる契約によろうともこれを譲渡することはできないからである。服従の目的は保護を得ることにある。

ホッブズのこの論理は主権設立の目的からすると首尾一貫しているが、しかしながら、もはや主権者が臣民を保護する権力を失ってしまったということと判定する権利が臣民自身の側にあるとするならば、主権がホッブズの言うように「設立の当初から人々の無知と諸情念のために内的不一致による自然死を遂げる」危険を内包している以上、あのおそろしい万人の万人に対する戦争が行われる自然状態に再び落ち込んでしまうことになりかねない。ここに、ホッブズ理論におけるどうにも修復困難な難点があると言わざるをえない⁵⁾

3. 主権の絶対性を主張する論理

「リヴァイアサン」第二部、第十八章、設立された主権者の権利についての箇所、ホッブズは国家の絶対性を強調する論理を展開している。以下、ホッブズの論理を追ってみよう⁶⁾

主権を与えられた人のあらゆる「権利」(rights)と「権能」(faculties)は、コモンウェルスが設立された時に集った人々の同意によって生ずるから、人々が主権者に対して行ってはならない事柄があるのであって、ホッブズはそれを列挙している。

第一に、臣民は統治の形体を変更することはできない。即ち、コモンウェルスを設立した人々は主権者の行為、判断を認めることを契約によって義務づけられているから、いかなる場合であれ、彼の許可なしに他の何者かに新しく服従する契約を彼らの間で結ぶことは合法的とは言えない。

第二に、主権を剝奪することはできない。即ち、すべ

ての人々の人格を担う権利が主権者に付与されているのは、主権者と人々との間の契約によるものではなく、人々相互の間の契約によるものであるから、主権者の側から契約を破棄するということとはありえない。従ってまた、臣民の側から主権が失われたという口実を設けて、服従の義務を免れようとすることもできない。

第三に、多数者によって宣言された主権の設立に対して抗議することは不正である。即ち、多数者が同意して主権を宣言した以上、反対した者も他の者に同意しなければならない。言い換えると、彼は主権者のあらゆる行為を認めて満足すべきであり、さもなければ他の者によって殺されても不当とは言えない。というのは、仮りに彼が自らの自由意志で集会に参加したのであれば、それは多数者の決定を守る意志を十分示したことになり、従って暗黙のうちに契約したことになるのであって、もしも彼がそれを守ることを拒否したり、多数者が決めた布告に抗議するならば、それは自らの契約に反しており、不正である。彼には、その集会に属すると否にかかわらず、また、同意を求められると否にかかわらず、彼らの布告に従うか、或いは以前の戦争状態に留まるかの、二つに一つの道しか残されていない。後者の場合、彼がどんな人によって殺されようとも、それは不正とは言えないのである。

第四に、主権者の行為を臣民が非難することは不当である。即ち、すべての臣民は、主権を設立することによって主権者のあらゆる行為、判断を作り出した本人であるから、主権者がどのように行動するにせよ、それは臣民のうちの誰かを侵害したことにはなりえないし、臣民は主権者のいかなる行為をも不正であるとして非難すべきではない。主権者が不公平なことを行うということはあるにしても、それが本来の意味での不正であるとも、権利侵害であるとも言えない。

第五に、臣民は主権者のどのような行為をも処罰することはできない。即ち、すぐ上で述べられたことの結果として、主権者が臣民によって殺されたり、方法のいかんを問わず処罰されたりすることは不当である。なぜならば、すべての臣民は主権者の行う行為を作り出した本人であるから、臣民は、自分自身の行為が原因でもう一人の自分を処罰するということになってしまうからである。

次いで、ホッブズは主権者の様々な権利を列挙している。第一に、主権者は臣民の平和と防衛に何が必要かを判断する権利を有している。第二に、主権者は臣民にどんな教養を教えるべきかを判断する権利を有している。第三に、主権者は、他の臣民が奪うと不当となるような、個々の臣民の不可侵の権利とは何かということと臣民に理解させる規則(市民法)を作る権利を有している。第

四に、主権者は争論を裁き、決着をつける権利を有している。第五に、主権者は彼が最善だと思ふ通りに宣戦し、講和を結ぶ権利を有している。第六に、平時、戦時を問わず顧問、大臣を選ぶ権利を有している。第七に、報賞、処罰を行う権利、その方法を定めた法律がない場合にはこれを自由に裁量する権利を有している。第八に、栄誉と序列を決定する権利を有している。

以上のこれらの権利こそ、ホッブズによれば主権の本質をなすものである。そして、これら主権者の権利を分割することはできない。貨幣鑄造権、未成年相続者の財産と身柄処分の権限、市場での先買権、その他すべての大権事項が主権者によって譲渡されることはありうるが、臣民保護の権力だけは主権者に留保される。しかし、もしも彼が「軍事力」(militia)を譲渡するならば、法律が施行されなくなってしまうから司法権を留保しても無駄となる。もしも、彼が貨幣徴収権を他に譲渡してしまうならば、軍事力は無効となる。また、もしも彼が諸学説の規制を放棄するならば、人々は霊的なものを恐怖するあまり反乱を起こすことであろう。

以上に挙げられた権利のうちのどれか一つが欠けると、たとえそれ以外のすべての権利を保有していたとしても、コモンウェルス設立の目的である平和と正義の維持のためにはなんの効果もないということになる。つまり、主権の分割は避けなければならないとホッブズは主張しているのであって、その理由は、主権さえ分割されなければ軍隊の分裂も対立もありえないという点にある。

「もしもイングランドの大部分で、これらの権力が国王、上院そして下院の間に分割されるべきであるという意見が初めに受け入れられていなかったならば、人々の間が分裂して今日の内乱に陥るということはけっしてなかったのである。初めは政治について意見を異にする人々の間に、次いで宗教の自由に関して意見を異にする人々の間に起こったこの内乱は、主権の権利の分割のもたらす結果について人々を教育したから、今日のイングランドで次のように考えない者はほとんどいないのである。即ち、先ず主権者の権利を分割することはできないこと、このことは今後平和が回復する時、一般に認められるであろうこと、しかし一般大衆がこれまでよりも一層立派な教育を受けない限り、悲惨を忘れた後にはそれも続かないであろうことなどである。」

こうして、以上に述べられた権利は主権に本質的な権利であり、分割することが不可能な権利であるから、必然的に主権者が主権を直接放棄しない限り主権者の権利はけっして譲渡されえないということになる。このように、主権の分割はなんとしても避けなければならないこととしてホッブズによって強調されている点が注意され

なければならない。

次に、第二部、第二十八章、処罰と報酬についての箇所を見てみよう⁷⁾。

「処罰」(punishment)とは、ある人の行ったり、回避したりした事柄が公的権威によって違法と判断された場合、この同じ権威によって科せられる害のことであり、その目的は人々の意志をよりよく服従へ向かわせるという点にある。これがホッブズによる処罰の定義であるが、ホッブズはここで正に核心を衝く問題を提起する。それは、公的権威即ち、主権者の臣民を処罰する権利は何に根拠を置くのかということ、これである。というのは、既にこの論文の第二章で述べたように、何人も暴力に抵抗しないように契約によって義務づけられてはいないから、彼が自分の身体に暴力を加える権利を他の誰かに与えたとは考えられないからである。

先ず、コモンウェルスを設立する際に各人が放棄するのは他人を守る権利であって、自分自身を守る権利ではない。また、各人は、主権者が他人を処罰する際には主権者を援助する義務があるが、自分自身が処罰される際にはそうする義務はない。しかし、主権者が他人に害を与えようとする際に主権者に援助を与えようと契約しても、契約する人自身に他人に害を加える権利がない限り、主権者に処罰の権利を与えることにはならない。つまり、主権者の有している処罰の権利は、臣民の譲歩や贈与に基礎を置くものではない。

コモンウェルス設立以前には、すべての人はあらゆるものに対する権利と、自分を維持するのに必要と思われるすべてのことを行う権利、そしてその目的のために他人を屈従させ、傷つけ、殺す権利とを有していたが、人々はこうした権利を主権者に与えたのではなく、ただ自らの権利を放棄することによって、主権者が全体の維持のために適当と考える通りに自分自身の権利を行使することができるように強化してやったにすぎない。従って、主権者の処罰権は与えられたものではなく、主権者に、しかも主権者だけに残されたものである。つまり、自然法に定められた制限はあるとはいふものの、完全な自然状態における権利がそっくりそのまま主権者だけに残されているのである。ここに、主権者の行使する権利の根拠がある。

さて、処罰の定義から、反逆した臣民への害は主権者の有する戦争の権利に基づいて科せられるのであって、処罰として科せられるのではないということが推論される。即ち、敵であると宣言している者に対して科せられる害は処罰の名のうちには入らない。彼はいまだかつて法律に服従したことがなく、従って法律を犯しえない者であるか、さもなければ今までは法律に服してはきたが今後は服さないと公言し、その帰結として法律を犯しう

ることを否認した者か、このいずれかであるから、彼に対して科せられるすべての害は敵対的な行為であると見なされなければならない。そして、敵対が宣言された場合には、いかなる害を科してもそれは合法的である。

それ故、次のように言うことができる。もしも、臣民の一人が行為又は言葉によって故意に、しかも熟慮の上で主権者の權威を否定した場合に、それまでにどのような刑罰が叛逆罪として定められていようとも、主権者が自分の意のままに彼を処分したとしてもそれは合法的である。なぜならば、服従を否認することによって彼は法律に定められた処罰を否認したのであり、従って彼はコモンウェルスの敵として主権者の意のままに処分されることになるからである。法律に定められた処罰は臣民に対するものであって、敵に対するものではない。敵とは、例えば自らの行為によって臣民となりながら故意に叛逆し、主権を否定するような者のことである。

こうして、社会状態においてもなお、自分一人だけに残された自然権に基づいて主権者は、それ以前にどのような法律が定められていようとも、自らがいわば公敵として断定した者を自分の意のままに処断することができると、ホップズによって主張されたのであるが、ホップズはここで主権者の自然権の行使に留保を付している。その留保とは自然法による制限であって、自然法によって主権者は罪のない臣民を処罰することを禁じられている。なぜならば、処罰は法律への侵犯がなされた場合にのみ科せられるものであって、罪のない者を処罰することはありえないからである。罪のない者を処罰することは、第一に、人はすべて復讐に当っては将来の利益以外の何物をも求めてはならないという自然法の侵犯であり、第二に、忘恩を禁ずる自然法の侵犯であり、そして第三に、衡平を命ずる自然法の侵犯である。第一の自然法の侵犯は、コモンウェルスになんの利益ももたらしはしないし、第二のそれは、もともと主権は臣民が安全という自分達の利益を目指して同意によって設立したものであるから、罪のない人を処罰することは利益ではなく害を与えることになるし、第三のそれは、正義の平等な配分が守られているとは言えないということになるのである³⁾。

以上に見た通り、ホップズは罪のない臣民への主権者の権利の行使には慎重に自然法に基づく留保を付しているのであるが、つきつめて言えば、それは結局のところ主権者の自制に懸っているということの意味している。なぜならば、主権者の権力の行使を抑制することのできる現実的な力を有するものは、どこにも存在しないからである。従って、そうである以上、主権者に強大な権力を認めることに躊躇する人も出てこよう。更に、上に述べられた留保のうち特に第二の自然法の趣旨は、その論理

が徹底化されるならば、これまでずっとホップズが主権のために弁じてきたにもかかわらず、主権の存立そのものさえ危くしかねない種子を宿している。なぜならば、主権を設立することから利益が得られないどころか、むしろ主権者によって害を与えられる危険が内在しているならば、主権の設立そのものが無意味に、否、有害なものに化してしまうのであり、従って臣民は主権を打倒することに利益を見出すようになってしまうからである。こうして、主権のために弁じてきたホップズの論理は破綻しかけたかに見えるが、最後にもう一度、ホップズは公敵に対して主権者が権力を行使することの正当性を主張する。

戦争において罪のない者に科せられる害は自然法に反してはいない。即ち、罪のない者であってもそれが臣民ではない場合には、どのような害を科そうとも、もしもそれがコモンウェルスの利益となり、以前に結ばれた契約に違反していないならば、自然法の侵犯にはならない。というのは、臣民ではない者は敵であるか、さもなければそれ以前に結んだ契約によって臣民であることをやめた者かの、いずれかであるからである。自分達に対して害をなしようとコモンウェルスが判断する敵に戦争をしかけても、それは本源的な自然権によって合法的である。この戦争においては剣は裁判を行わないし、勝利者は過去に罪があったかどうかを区別するというもしないし、自分自身の臣民の利益に役立つこと以外の他のことには、慈悲心に考慮を払う必要もない。また、反乱を宣言した者に科せられる害も自然法に反してはいない。即ち、臣民のうちには既に確立されたコモンウェルスの權威を故意に否認する者がいるが、このような者に対するコモンウェルスの復讐がその父親達だけではなく、まだこの世に存在せず、従ってその行為についてはなんら罪のない、その後の三代、四代の世代になされてもそれは合法的であり、この場合の復讐の根拠は先ほど述べたあの本源的な自然権にある。というのは、この侵害行為の本質は服従契約の放棄にあり、それは普通、反乱の名で呼ばれる戦争状態への復帰を意味するからである。このような侵害を行った者は臣民としてではなく、敵として扱われる。

「反乱」(rebellion)とは戦争の再開に他ならない。

このようにして、ホップズは再び社会状態における主権者の本源的な自然権の意義を強調しているのであるが、たとえそれがどれほど強大なものであり、時には罪なき臣民の権利を侵害する危険を内包するにせよ、それが発動される対象はあくまでも公敵に限るということ、言い換えると、自然状態を復活させようとする公敵を抑圧するためにこそ強大な主権者の本源的な自然権が存在しなければならないこと、このことがホップズによって主張されている点に注意が向けられるべきである。

4. 結 論

以上、ホッブズ理論における自由主義的論理と強権主義的論理とを追ってきたが、ホッブズが前者には後者に基づく、しかも大きな、但し書きをつけ、後者には前者に基づく、それも小さな、但し書きをつけていることが注目される。この両者は、そもそも矛盾なく両立しうるものなのだろうか。

ホッブズは第二部、第二十一章、臣民の自由について論じた箇所、臣民の自由と主権者の無制限の権力とは両立すると主張している⁹⁾。即ち、既にこの論文の第一章で触れたように、臣民は主権者が臣民の行為を規制した際に不問に付した事柄について自由を有しているが、しかし、この自由によって生死を左右する主権者の権力は廃止されたり、制限されたりすると考えるべきではない。というのは、主権者が臣民に対して行うことは、いかなる口実によるものであれ本来、不正とか権利侵害とか呼ばれることはありえないからである。その論拠は、臣民の一人一人が主権者の行うあらゆる行為の本人であるという点にある¹⁰⁾。従って、主権者は彼自身が神の臣民であり、それ故に自然法を守るように義務づけられている点を別にすれば、いかなるものに対しても権利を欠いてはいないのである。こうして、コモンウェルスにおいては臣民が主権者の命令によって殺されることがありうるし、実際しばしば起こるが、いずれの側も相手に対して不正を働いたことにはならない。

けれども、ホッブズが主張しているように、本当に臣民の自由と主権者の権力とは矛盾せず、両立しうるものであろうか。ホッブズは双方を両立させるのに成功しているのであろうか。ホッブズ理論において生じた両者の論理の矛盾、葛藤の理由を尋ねるためには、先ず、第一部、第十四章、第一、第二の自然法と契約についての箇所を見るのが適当である。既にこの論文の第一章で見たように、人々は我が身の安全を確保するためにこそ自分の権利を譲渡して主権を設立するのであるから、主権設立後も、他からの侵害に対してあくまでも自分の身体を防衛する権利を持ち続けていなければならないはずである。まことに、「何人も主権設立に際してその身体保護の権利を譲り渡すとは考えられず、その安全のためにこそ主権は定められた」¹¹⁾のだからである。つまり、人々が主権設立の本人であり、かつ、譲渡しえない身体保護の権利を有していること、ここに自由主義的論理の根拠がある。

ところで他方、第二部、第二十九章、コモンウェルスに弱め、解体させる事柄についての箇所においては、主権を有する者は市民法に服従しなければならないという意見は、コモンウェルスの本質とは相容れない誤った

見解であると、ホッブズによって批判されている。つまり、法律とは主権者の命令であるから主権者が法律に服従するという事は自分自身に服従することに他ならず、従ってそれは服従ではなく、法律からの自由を意味する。それ故、主権者を法律に服従させることは法律を主権者の上に置くことであるから、裁判官を主権者の上に、従って彼を処罰する力を彼の上に置くことによって新しい主権者を作ることになる。こうして同じ理由から、第二の主権者を処罰するために第三のそれを作ることになり、それが果てしなく続いて遂にはコモンウェルスの混乱と解体に到るのである¹²⁾。無論のこと、主権者が自分の良心に反し、情念の赴くままに臣民に対して命令を発するという事態はありうるが、しかしそれだけでは、主権者に戦争をしかけたり、彼を不正行為の廉で訴えたり、或いは非難したりするのに十分な権限が臣民に与えられるわけではない。なぜならば、臣民は主権者のすべての行為を承認したのであり、彼に主権を与える時その行為を自分達のものとしたからである¹³⁾。

ここでは、主権に制限を課すものは僅かに自然法、つきつめて言えば自己抑制にすぎず、主権には可能な限り広汎な自由が残されている。そして、それと共に人々が主権設立の本人であるとされている点に強権主義的論理の根拠がある。ホッブズは第二部、第十七章、コモンウェルスの目的、生成、定義についての箇所述べている。「人々は自分達すべての人格を担う一個人又は合議体を任命し、この担い手が公共の平和と安全のために何を行い、何を行わせようとも、各人がその行為を自らのものとし、行為の本人は自分達自身であることを各人が責任をもって認める。そして、自分達一人一人の意志を彼の意志に従わせ、自分達の諸判断を彼の一つの判断に従わせるのである。こうしてリヴァイアサンが誕生する。」¹⁴⁾

このように見てくれば、両者の論理の間に矛盾、葛藤が生ずるそもその理由は、結局のところ、人々は主権設立の本人であるとされていること、しかもこのことに二重の意味が付与されていること、この点にある。一方は、譲渡することのできない権利があるという考えと結びつくことによって自由主義的論理を導き、他方は、強大な主権の設立を人々にいわば強引に承認させることによって強権主義的論理を導き出している。

ホッブズの論調を注意深く読むならば、究極的には後者の論理が前者のそれを圧倒している、換言すると臣民の義務は臣民の自由に優越していると言ってよいであろう。つまり、臣民の義務と自由の問題、或いは法的不いしは政治的服従義務の問題について言うならば、我々は自分の判断を国家の判断に従わせ、国家の判断を自分自身の判断として受取って国家に服従しなければならない、そのような状況に立たされる場合がありうるという

ことである。ホッブズの主権のために弁じ、臣民の義務を強調する論理は歯切れよく、堂々と展開されているのに対して、臣民の自由に配慮する論理は多くの、そして時には重大な留保を付されている点に表れているように、疑わしげに、しかもためらいがちに進められているように私には思われる。もともと、両者の論理は両立し難いものであるが、敢えて言うならば最後のところ、ホッブズは両立させるのに失敗していると言わざるをえない。

けれども、より重要な問題は彼が失敗したという点にあるのではなく、両立させようと試みた点にある。ホッブズは、どちらか一方の論理を故意に、或いは無意識のうちに切り捨てて、矛盾はないが浅薄で、平凡な結論に到達することで満足するという安易な態度を退け、人間が秩序を構築しなければならない場合に避けて通ることのできない問題を真正面から取上げ、どこまでも掘り下げて行ったのである。従って、この場合、両立化の試みとは論理の徹底化のことに他ならない。即ち、政治にまつわる問題(我々の場合には主権の絶対性と臣民の自由とを両立させるという問題であるが)に解答を提出するためには論者は自らの論理を徹底させなければならないが、むしろそれ故にどうにも解きほぐすことのできない論理的矛盾に逢着してしまうものである。政治の問題を考察する際、真に論理の徹底を目指す者は失敗を余儀なくされてしまう。それは結局、政治的なものの孕む問題性の故によるのであり、我々は政治的なものの不気味で不可思議な空間が黒々と足下に横たわっているのを感じないわけにはいかない。ともあれ、ホッブズの失敗は第一級の論理家、思想家のみが犯しうるような失敗であった。その意味で、我々は、その論理的徹底性のうちにホッブズの真摯な思索と知的誠実を見るべきであろう。

最後に、ホッブズがいかなる法的ないしは政治的なものの孕む問題性を見据え、把握していたのか、という点についてもう少し考えてみよう。

ホッブズの論調は確かに自由主義的ではあるが、彼はどうしても最後まで主権の絶対性を擁護する論理を捨て切れなかった。現代の平和な時代に生きる我々は、ホッブズの国家においては主権の存在故に自由は結局、窒息死させられかねないという点に目を向けがちであるが、混乱と戦争の時代に生きたホッブズ自身はこのような国家を本当に樹立して機能させることができるのかどうか、むしろ確信が抱けなかったに違いない。ましてや、この国家を人々が自らの手で樹立する可能性については自信が持てなかったに違いない。彼は、そこにこだわったのだ。それにしても、ホッブズがこの世に誕生させた子たる国家は、疑いもなく鬼子であったことに間違いは

ない。なぜ、ホッブズはこのような国家を誕生させたのであろうか。

ホッブズは、人間を二種類に分類しているように私には思われる。一つは、利己の人間であり、もう一つは利己的でさえない人間、現代の言葉を使用するならば、イデオロギー的人間である。利己の人間とは自分の生命を大事にするものであって、その意味で真に、或いは徹底的に利己の人間は、正に利己的なるが故に安定した秩序の維持される社会を待望し、受け入れるものである。つまり、利己の人間こそが社会の価値を発見するのであり、従って利己の人間とは社会契約を結ぶのに適合的な種類の人間なのである。利己的動機は人間に平和を求めさせるのであり、このことは死への恐怖と快適な生活への欲求が人々をして平和を求めさせるという『リヴァイアサン』の中の叙述に対応している。これに反して、イデオロギー的人間には以上のことは当てはまらないのであって、こうした自分の生命を尊重しないで、自由の「危険な実験」(ヒューム)に耽って、戦争状態に他ならない自然状態を惹き起こしてしまう人間に対しては、社会に入るのにふさわしくない種類の人間として国家による強権的な抑圧が用意されなければならないのである。もっとも、ホッブズの国家は絶対的ではあるが、国家の果すべき役割が国民の安全の維持に限定されているが故に、この国家は絶対的であることが許されるのである。そして、全体的秩序が崩壊の危殆に瀕した時には国家による上からの秩序再形成の行為が必要であるが、たとえそれが一方的で、強権的なものであろうともなおかつ、この国家の行為を我々はそれがあたかも自分自身の行為であるかのように我々の側から承認し、受け入れることができるかどうか、ぎりぎりの場において自律的人間であろうとすることの究極の資格証明が懸っていると云ってよいであろう。その意味で、ホッブズの理論は空想的な、いわゆる「自律的市民論」への但し書きになっている。

「政治についての偉大な注釈書」と呼ばれることのあるホッブズの著書『リヴァイアサン』は、人間と権力というものが隠し持っている秘密をとことん教えてくれる内容を有している。その意味で、難解な『リヴァイアサン』の更なる簡明な注釈という作業が、より多くの人々に意義を有するものとして、彼らに向けて丹念に進められて行かねばならないのである。

註

- 1) テキストとしては邦訳『世界の名著、ホッブズ、リヴァイアサン』(中央公論社)を使用した。訳は原典 The English Works of Thomas Hobbes of Malmesbury, vol. III, 1962を参照してかなり改めた。

- 邦訳の頁数と原典のページ数とを併記する。以下、同様である。523頁。p.713.
- 2) 162～63頁。169～70頁。p.120, pp.127～28.
 - 3) 277～78頁。280頁。286～88頁。pp.250～52, p.253, pp.261～63.
 - 4) 231～32頁。235～39頁。pp.199, pp.203～08.
 - 5) 以上、臣民の自由を擁護するホッブズの論理を見てきたのであるが、紙数の都合で本文では触れることはできなかつたけれども、ホッブズは第二部、第二十七章、犯罪、免罪、罪の軽減についての箇所で、臣民が免罪される場合を詳論することによって臣民の自由に配慮している。301～12頁。pp.277～90.
 - 6) 198～206頁。pp.159～169.
 - 7) 318～19頁。321～22頁。324～26頁。pp.297～98, pp.300～01, pp.304～05.
 - 8) 第二部、第三十章、主権を持つ代表者の職務についての箇所で、ホッブズは、主権は人々の生命や生活の維持という目的のために設立されたのだから主権者は衡平に人々を裁くべきであると述べている。341頁。350頁。p.322, 332.
 - 9) 232頁。pp.199～200.
 - 10) 第二部、第三十章、主権を持つ代表者の職務についての箇所でも次のように述べられている。不正の法律はありえない。法律は主権者の権力によってつくられるし、主権者の権力によってなされたことはすべて、一人一人がこれを正当化し、自分のものとする。そして、各人がそのようにするものを何人も不正であるとは言えない。352頁。p.335.
 - 11) 302頁。p.279.
 - 12) 332頁。pp.312～13.
 - 13) 263～64頁。p.235.
 - 14) 196頁。p.158.